

令和7年度集団指導
障がい児施設（通所・入所）への周知事項

障がい福祉課 療育支援係/相談支援係

※本資料は、令和6年4月1日付けこども家庭庁事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）の改定事項の概要について」より抜粋したものです。

2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

① 総合的な支援の推進〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設・見直し】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。（第26条第4項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、（中略）心身の健康等に関する領域との関連性（中略）を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第4項・見直し）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

ポイント

- 本基準は、児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることを踏まえ、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保や、指定児童発達支援の質の評価・その改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、5領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたもの
- 個別支援計画の指定児童発達支援の具体的な内容等の記載において、5領域との関連性を明記することを求める。
 - ※ 個別支援計画の参考様式について、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援改革の取扱いの変更について」（令和6年3月15日こども家庭庁障害児支援課事務連絡）を参照。なお、令和6年4月までに利用を開始した児については、次回の個別支援計画の見直しのタイミングで計画の見直しの対応を行うことを可能とする
- 個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関してのアセスメントや支援の実施における視点などについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）

②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の2・新設）

※1年の経過措置期間を設ける（令和7年3月31日までは努力義務）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの
- 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業者の意見も聞いて作成すること
※支援プログラムの参考様式について、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和7年度からとなるが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい

【参照法令等】

運営基準：第26条、第27条（児発）、第71条（放デイ）、第71条の14（居宅訪問型児発）

報酬告示：第1の注3（4）7の4（児発）、第3の1の注4の（4）（放デイ）、第4の1の注3の（3）

③ 児童指導員等加配加算【見直し】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○ 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

児童指導員等加配加算		
<児童発達支援センター（障害児）>		
理学療法士等を配置	区分に応じて	22～62単位/日
児童指導員等を配置	同	15～41単位/日
その他の従業者を配置	同	11～30単位/日
<児童発達支援事業所（障害児）>		
理学療法士等を配置	区分に応じて	75～187単位/日
児童指導員等を配置	同	49～123単位/日
その他の従業者を配置	同	36～90単位/日



【改定後】

児童指導員等加配加算		
<児童発達支援センター>		
<u>児童指導員等を配置</u>		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	22～62単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	18～51単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	15～41単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	13～36単位/日
その他の従業者を配置		
		11～30単位/日
<児童発達支援事業所（障害児）>		
<u>児童指導員等を配置</u>		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	75～187単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	59～152単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	49～123単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	43～107単位/日
その他の従業者を配置		
		36～90単位/日
※「経験」は児童福祉事業（幼稚園、特別支援教育を含む）に従事した経験年数		

ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤専従・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

【主な要件】

- ・ 基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること
- ・ 「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう
- ・ 勘案する経験年数は、児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された後の経験に限らないものとする

○ 常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位数を算定する

○ 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

【参照法令等】

報酬告示：第1の1の注8（児発）、第3の1の注7（放デイ） 基準告示（270）：1の3（児発）、7（放デイ）

④専門的支援体制加算／⑤専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し／新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○ 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
 専門的支援加算
 <児童発達支援センター（障害児）>
 理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日
 児童指導員を配置 同 15～41単位/日
 <児童発達支援事業所（障害児）>
 理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日
 児童指導員を配置 同 49～123単位/日
 ※ 専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合
 特別支援加算 54単位/回
 ※ 理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）



【改定後】
専門的支援体制加算…①
 <児童発達支援センター> 区分に応じて15～41単位/日
 <児童発達支援事業所（障害児）> 同 49～123単位/日

専門的支援実施加算 150単位/回（原則月4回を限度）…②
 ※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合
 ②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度（放デイは月2回～最大月6回を限度）

ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合（体制加算）及び、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合（実施加算）に、それぞれ算定するもの（両加算を併せてとることが可能）
 【主な要件】
 <専門的支援体制加算>
 ・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（※）、児童指導員（※）、心理担当職員（心理学修了等）又は視覚障害児支援担当職員（研修修了等））を1以上配置（常勤換算）していること
 （※）保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限り
 <専門的支援実施加算>
 ・理学療法士等を配置（常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可）し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。
 なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）又は基準人員を配置した上での小集団（2まで）の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全とす必要はないが、30分以上を確保すること
 ・計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
 ・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること
 ・対象児ごとの支援記録を作成すること
 ○専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定
 児童発達支援：限度回数4回（月利用日数12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）
 放課後等デイサービス：限度回数2回（月利用回数6日未満の場合） 同4回（同6日以上12日未満の場合） 同6回（同12日以上の場合）

【参照法令等】報酬告示：第1の1の注9、8（児発）、第3の1の注8、6（放デイ）
 基準告示（270）：1の4、1の6（児発）、7、（放デイ）

4. (2) 預かりニーズへの対応

① 延長支援加算の見直し〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
- 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

単位数（新旧）

【現行】延長支援加算

営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

対象者/時間	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上
障害児	61単位/日	92単位/日	123単位/日
重症児	128単位/日	192単位/日	256単位/日



【改定後】延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間※1）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）

対象者/時間	1時間以上 2時間未満	2時間以上	30分以上 1時間未満（※2）
障害児	92単位/日	123単位/日	61単位/日
重症児 医ケア児	192単位/日	256単位/日	128単位/日

（※1）放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

（※2）延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

ポイント

要・市町村による児の判定（重症児・医ケア児の場合）
要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定するもの

【主な要件】

- ・支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること
- ・運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）
- ・障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
- ・上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて（※）延長支援（1時間以上）を行うこと（※）支援が必要な理由、延長支援時間
- ・延長支援を行う時間帯に職員を2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること（うち1以上は基準により置くべき職員（児発管含む）とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）
- ・延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと

- 延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とすること

- 算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定する。ただし、あらかじめ定めた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定めた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）

- 延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能（当該理由及び延長支援時間について記録）。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる（ただし、当該時間帯の体制については、職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員）であることを求める

5. (2) 保育所等訪問支援の充実

③ 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入〔保育所等訪問支援〕

- 効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、1年の経過措置期間を設ける。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（第79条により準用される第26条第5項・新設）
- 指定保育所等訪問支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（保護者評価）及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（同第6項・新設）
- 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同第7項・新設）

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

自己評価等未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価等の実施・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、指定保育所等訪問支援事業者に対して、自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施を求め、これらの実施に当たっては、指定保育所等訪問支援事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）、当該事業所が訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けてその改善を図らなければならないこととしたもの
- また、指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・訪問先施設評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの
- 自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、減算の施行は令和7年度からとなる
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の参考様式や実施手順については「保育所等訪問支援ガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に作成・発出予定）

【参照法令等】

運営基準：第79条により準用される第26条第5・6・7項 報酬告示：第5の1の注2（4）

③虐待防止措置未実施減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

虐待防止措置未実施減算【新設】

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合（以下に該当する場合）に基本報酬を減算するもの。
 - ①虐待防止委員会を定期的に（1年に1回以上）開催していない場合
 - ※法人単位での開催可。身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。
 - ②虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合
 - ③虐待防止措置（上記①②）を適切に実施するための担当者を配置していない場合
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算
 - ※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注5の2（児発）、別表第3の1の注6の2（放デイ）、別表第4の1の注6（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注5（保育所等訪問）等
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の2（福祉型）、別表第2の1の注3の2（医療型）

④身体拘束廃止未実施減算【見直し】〔障害児通所支援、訪問支援、入所施設〕※児者共通

- 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。
また、訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

単位数（新旧）

【現行】

身体拘束廃止未実施減算
基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を
所定単位数から減算する。



【改定後】

身体拘束廃止未実施減算
(障害児入所施設) 基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。
(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)
基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合（以下に該当する場合）に、基本報酬を減算するもの。
 - ①身体拘束等を行う場合であって、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の事項を記録していない場合
※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない
 - ②身体拘束適正化検討委員を定期的に（1年に1回以上）開催していない場合
※法人単位での開催可。虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。
 - ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
 - ④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県等に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は10%又は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算
※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注5（児発）、別表第3の1の注6（放デイ）、別表第4の1の注5（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注4（保育所等訪問）等
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3（福祉型）、別表第2の1の注3（医療型）

⑤個別支援計画の共有（基準）【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】※児者共通

- 指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定障害児相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を行う者に交付しなければならない。（第27条第7項・新設）

※第71条、第71条の14、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業、指定保育所等訪問事業についても準用

ポイント

- 本基準は、障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画の作成を促進する観点から、個別支援計画について、保護者に加えて、当該保護者が利用する指定障害児相談支援事業所にも交付することとしたもの
- なお、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容も踏まえた障害児支援利用計画の作成その他支援を可能とする観点から、個別支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めること

⑧ 業務継続計画未策定減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

業務継続計画未策定減算【新設】

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

（減算単位）所定単位数の3%を減算（対象サービス：障害児入所施設）

所定単位数の1%を減算（対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援）

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬を減算するもの
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は所定のものとする
- 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない。また、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の両方の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注6（児発）、別表第3の1の注6の3（放デイ）、別表第4の1の注7（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注5の2（保育所等訪問）等

報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の3（福祉型）、別表第2の1の注3の3（医療型）

⑨情報公表未報告減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

単位数（新旧）

要・都道府県への基準適合の届出

【現行】
なし

【改定後】

情報公表未報告減算【新設】

- ※児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。
 - ・所定単位数の10%を減算（対象サービス：障害児入所施設）
 - ・所定単位数の5%を減算（対象サービス：障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

施行規則

※児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

【新設】

- 都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

※第18条の27・28（児発）、第18条の29（放デイ）、第18条の29の2（居宅訪問型児発）、第18条の30（保育所等訪問支援）、第25条の21（障害児入所施設）、第25条の26の6（障害児相談支援）

ポイント

- 児童福祉法第33条の18においては、①事業者は、支援の提供を開始しようとするとき、支援の内容及び事業者・施設の運営状況に関する情報を都道府県知事に報告すること、②都道府県知事等は、当該報告の内容を公表すること を求めている（障害福祉サービス等情報公表制度。WAMNETの障害福祉サービス等事業所情報検索システムを通じて報告・公表）
- 本減算は、事業者が当該報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬について所定単位数から減算するもの
- 本基準は、都道府県知事等が、指定更新申請時に、事業者が当該報告を行っていることを確認することとするもの。

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注6の2（児発）、別表第3の1の注6の4（放デイ）、別表第4の1の注8（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注6（保育所等訪問）等
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の4（福祉型）、別表第2の1の注3の4（医療型）